

地方独立行政法人
栃木県立リハビリテーションセンター
経営強化プラン補足版
(令和6(2024)年度～令和9(2027)年度)

令和6(2024)年3月

地方独立行政法人
栃木県立リハビリテーションセンター

目 次

1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
3	対象期間	2
4	策定事項	2
	・新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	2
5	点検・評価・公表	2

1 策定の趣旨

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）は、平成30（2018）年4月1日に地方独立行政法人に移行後、地方独立行政法人法の規定に基づき、業務運営に関する目標として県から示された中期目標を達成するため、中期計画を策定し、当該中期計画に基づき業務運営を行っている。

リハセンターでは、第1期中期計画（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）を総務省が平成26（2014）年度に策定した「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえた「新公立病院改革プラン」として位置付け、病院経営の改革に総合的に取り組むとともに、令和5（2023）年度以降は、第2期中期計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）を基に、一層の経営健全化に取り組んでいる。

今般、総務省から、令和3（2021）年度末に新たに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「経営強化ガイドライン」という。）が示され、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、持続可能な医療提供体制を確保していくため、公立病院の経営強化について要請があったところである。

リハセンターは、こうした医療環境の変化等に迅速に対応し、病院運営全般にわたる経営強化の更なる推進を図るとともに、今後とも県民が求める高度で専門的な医療を担う県立病院としての使命を果たしていくため、経営強化ガイドラインの要請に基づき、第2期中期計画を補足する「地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター経営強化プラン補足版」（以下「経営強化プラン補足版」という。）を策定する。

2 位置付け

第2期中期計画及び経営強化プラン補足版を合わせ、経営強化ガイドラインを踏まえた「公立病院経営強化プラン」として位置付ける。

3 対象期間

経営強化プラン補足版の対象期間は、第2期中期計画期間の最終年度に合わせ、令和6（2024）年4月1日から令和10（2028）年3月31日までの4年間とする。

4 策定事項

・新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新興感染症の感染拡大時など公衆衛生上重大な危機が生じた場合には、感染症法に基づく医療措置協定の内容を踏まえ、必要な対応を積極的に行う。

5 点検・評価・公表

リハセンターの業務実績の評価は、地方独立行政法人法の規定に基づき、自己評価を実施した後に知事の評価を受け、公表していることから、経営強化プラン補足版の点検・評価・公表についても、業務実績の評価等と一体的に実施する。